

平成 30 年度第 2 回矢巾町住居表示整備審議会 議事録

平成 30 年 7 月 13 日（金） 10：30～12：00

場所 矢巾町役場 2 階 2－2 会議室

委員名簿

団 体 等	役 職	氏名（敬称略）	出席
岩手県立大学	総合政策学部 准教授	宇佐美 誠 史	○
盛岡地方法務局	登記部門 主席登記官	戸 津 新 一	○
紫波警察署	地域課長	吉 田 誠	○
岩手県土地家屋調査士会	盛岡支部 常任理事	岩 山 勝 英	○
盛岡中央郵便局	第一集配営業部 副部長	津 島 浩 幸	
東北電力株式会社	盛岡電力センター 所長	須 田 欣 也	○
東日本電信電話株式会社	宮城事業部 岩手支店長	栗 田 均	
矢巾町商工会	副会長	森 川 一 満	○
矢巾町コミュニティ委員会	前委員長	高 橋 徹	○

事務局

所 属	役 職	氏 名
総務課	課長	山 本 良 司
	課長補佐	田中館 和 昭
企画財政課	課長	藤 原 道 明
	課長補佐	吉 岡 律 司
	係長	林 野 幸 栄
	主事	藤 原 成 章

## 1 開会

## 2 あいさつ

### ○ 宇佐美会長

前回審議会で答申を行い、当分審議会を開催する予定はないようであった。こうして審議会を開催することとなった経緯等も話があると思う。本日も忌憚のない意見をお願いします。

## 3 諮問

### ○ 総務課長

矢幅駅前地区の住居表示整備事業に関し、実施区域及び字名の決定並びに住居表示の方法について、矢巾町住居表示整備審議会条例(昭和49年矢巾町条例第7号)第2条第1項の規定により、貴審議会に諮問します。

## 4 審議

### ○ 宇佐美会長

では、審議に入る。矢幅駅前地区の住居表示実施区域及び字名並びに住居表示の方法についてということで、事務局より説明をお願いします。

### ○ 事務局より説明

### ○ 宇佐美会長

意見、質問等あるか。

### ○ 須田委員

町名は「駅東二丁目」という案だが、自治体によっては駅が複数ある。矢巾町にある駅は1つか確認させてほしい。また、矢巾町と矢幅駅の「はば」の字が違うが、仮にこの町名となり「矢巾町駅東二丁目」となると、矢幅駅の「はば」の漢字がどちらなのか混乱することが考えられる。この案を検討するにあたり、他に候補となった名称はあったのか。

### ○ 藤原

駅は、矢巾町内には矢幅駅の1つのみである。

名称については、矢幅駅前、矢幅駅東、矢幅駅東通など様々な意見があったが、なるべく簡易的なものというところに重点を置いた。須田委員がおっしゃるとおり矢巾町と矢幅駅では「はば」の表記が違うが、仮に「矢幅駅東」等の名称にした場合、「やはば」という言葉が2度出てくることになり、混乱の原因になると考えた。これを避けるため、簡易的な「駅東」という名称とした。

○ 須田委員

他の自治体で「駅東」という名称を使っている事例を調べてみたが、いくつか事例があるので問題にはならないと感じる。念のため考えのプロセスを確認した。

○ 宇佐美会長

「又兵エ新田」という名称から、歴史の感じられない「駅東」という名称に変わることにに関して賛否があると思うが、そのあたりどうなのか。

○ 藤原課長

勿論賛否はある。住居表示整備を進めていこうという段階からそういった話にはなることは予想している。市街化区域で住居表示整備を進めていくということになっているので、市街化調整区域にも「又兵エ新田」という名称が残るが、混乱を避けるため既存の字名を使わないよう配慮した。では何がこの地域を表すのか考えたとき、駅が主要な施設として挙げられ、誰にでもわかるものであるため、この名称案とした。この案とするにあたり、役場内部全体で協議したうえで最終的に三役のところ以案として決定した。

○ 須田委員

矢幅駅前地区で住居表示を実施した際に、そこの住民はわかるかもしれないが、県外からやってきた人には少しわかりにくいかもしれない。名称について他の委員の意見も伺いたい。

○ 吉田委員

「駅東」という名称はわかりやすい。原案のとおりでよいと思う。

○ 戸津委員

盛岡では「盛岡駅西通」という名称があるが、もし駅が1つしかないのであれば「盛岡市駅西」という名称でもよいと思う。住居表示の名称を考えるときには居住者のコミュニティを考慮すべきだが、矢巾町で矢幅駅の他に駅の誘致の予定がないのであればこの名称は簡単でわかりやすくよい。今般「矢幅駅前地区」という名目で区画整理事業を行っているので、そこまで統一していれば住民は理解しやすかったと思う。

○ 岩山委員

現在の字名で存在する又兵エ新田と南矢幅は、どちらも線路を跨っており又兵エ新田、南矢幅と言っても東西どちら側のことかわからなかった。この名称であればわかるようになるのでしっくりくる。

○ 森川委員

原案どおりで問題ないと思う。

○ 高橋委員

「駅東」でわかりやすくよいと思う。

○ 宇佐美会長

他に意見、質問あるか。

○ 高橋委員

矢幅駅前地区の住居表示について議会に答弁したということだが、一般質問か。また、どうい  
う内容のものだったか。

○ 藤原課長

質問をした議員は、住民に聞き取りを行い駅西で住所が変わった際に大変だったということ  
を聞いたようであり、それを懸念して矢幅駅前地区の住民にも2度住所変更をさせるのかとい  
う内容だった。これより前に医大周辺地区の住居表示について全員協議会で説明した際に、  
矢幅駅前地区で区画整理と一緒に住居表示をできないのかという話があった。区画整理との調整が課題  
ではあったが、何とかかなりそうであり、追加で補正予算対応を行った。

○ 高橋委員

この矢幅駅前地区の住居表示はどのように住民、法人に説明するつもりなのか。多くの意見が  
出ると思われる。

○ 藤原課長

8月に医大周辺地区の住民・法人説明会を3回行う予定であり、お盆明け頃から9月中旬頃ま  
での間で矢幅駅前地区の方の説明会を行おうと準備を進めている。それに先立って自治会長やそ  
の他役員に説明するつもりであり、区画整理の審議会の方にも話を通すつもりである。いずれ、  
9月に実施区域と住居表示の方法を議決しなければならないが、その前に説明会を行うつもり  
である。

○ 高橋委員

矢幅駅前地区で住居表示を実施するという事はこれから周知されることであると思うが、名  
称をこの審議会で決めたことだとしないほしい。住民本位で組み立てたことをこの審議会でお  
知らせしてほしい。ここでは判断できないし、住民からの意見を聞きたい。

○ 宇佐美会長

当会は、審議会なので決定する会ではないのではないか。

○ 須田委員

答申する組織ではないのか。この答申を踏まえて、町長あるいは議会が決定するのではないか。

○ 宇佐美会長

そのように認識している。この件について、当会が全責任を負うものではない。

○ 藤原課長

最終責任は執行側にある。審議会が決定したことであるという説明の仕方はしない。

○ 戸津委員

今回の審議内容は、矢幅駅前地区の区画整理の区域内で住居表示を実施することであると思うが、駅東の全体構想のなかで「駅東二丁目」、しかもその一部分について諮問されているわけである。いきなり二丁目が出てくるが、これは他の丁目の部分の理解が得られているのかという確認ができないと審議しかねる。

○ 高橋委員

矢幅駅前地区の区画整理の部分だけ先行して住居表示を行い「駅東二丁目」とした場合、後々一丁目、二丁目になる住民がどう思うのか心配である。駅東側全体構想の範囲で、ある程度周知が必要ではないか。

○ 藤原課長

おそらくいつやるのかという説明が必要になると思う。

○ 戸津委員

構想で「駅東一丁目」になる住民は、おそらく住居表示を実施すること自体には反発はないと思われるが、一丁目より先に二丁目をやるとなると、単純に一丁目はいつやるのかという感情が生まれると思う。

○ 岩山委員

矢幅駅前地区の区画整理の区域内で先行して住居表示を実施することは、住民の負担について説明すれば理解は得られるものと思う。丁目については、構想のなかでこのようになると周知する必要はあると思うが、後々三丁目、四丁目を進めたときに反発があって事業が頓挫するかもしれないという懸念がある。

○ 戸津委員

二丁目から始まるのは、私の経験上見たことはない。通常は1から順に行うものだと思う。

○ 高橋委員

駅がある場所で二丁目というのも違和感がある。駅があるから駅東一丁目じゃないのかという意見も住民から出てくると思う。そういった意見も判断材料にしたい。

○ 宇佐美会長

現在町民に周知されているのはどこまでの情報か。

○ 藤原課長

町内全域の住居表示が実施できるだろうと見込まれる範囲はアナウンスした。駅東側に関して町名はまだ周知していない。

○ 宇佐美会長

住居表示実施基準はあるが、代替案として矢幅駅前地区を一丁目にするという案はなかったか。

○ 藤原課長

担当レベルではそれについて検討した。

○ 高橋委員

この審議会ではそれほど意見は出ないだろう。住民の意見がどうなるのかわからないので時間をかけて周知徹底してほしい。スケジュールのうえでは余裕があるのではないか。

○ 藤原課長

名称については12月議会で議決し、9月議会では住居表示の実施区域と方法を議決するので、制度的には12月まで名称について再検討することは不可能ではないが、難しいと思う。

○ 高橋委員

この駅東側の自治会の三役には話をして意見を聞いた方がよいと思う。

○ 宇佐美会長

「駅東」という名称にはおそらく抵抗はないと思うが、一丁目がどこかというところが気になる。そこは変えられるものか。

○ 藤原課長

実施基準を改正すれば可能である。

○ 戸津委員

矢幅駅前地区で先行して住居表示を実施するのであれば、基準はあるものの、そこは一丁目ともして問題にはならないのではないか。

○ 宇佐美会長

いつか矢幅駅西地区で住居表示を実施する際に、今の矢巾町役場を基準点とする実施基準では、

そのときも駅の部分が一丁目とならないのではないか。

○ 藤原課長

今の基準ではそのようになる。

○ 須田委員

実施基準に遵わない例外が発生するのは問題か。

○ 藤原課長

一定のルールとして作成したものであるため、例外事例を生むのであればそれなりの理由が必要である。もし改正するのであれば、変更手続きをとることになる。今話題に挙がっているとおり矢幅駅前地区を一丁目とするならば実施基準を改正するのが筋である。

○ 高橋委員

原案どおり矢幅駅前地区を二丁目とするのであれば、どうしてそうなるのか理由を説明しなければならない。「実施基準に遵った」では説明にならない。

○ 藤原課長

事務局としては、審議会が矢幅駅前地区を二丁目とすることに懸念があると認識した。

○ 高橋委員

住民がそれでよいと言うのであればよい。住民と話し合いをしてほしい。

○ 戸津委員

流通センターは役場が基準点となって丁目が決まっているのか。

○ 藤原課長

一丁目は北から始まっているので矢巾町役場が基準点となっていない。

○ 藤原

条例等には丁目の付番については記載がない。推察であるが、流通センター北があるためその一連として北から一丁目が付番されたものと思われる。

○ 戸津委員

矢幅駅前地区を一丁目とするか二丁目とするかという議論が行われているが、二丁目を先行して住居表示を行うのであれば、一丁目がどこでいつ頃行われるのかというコンセンサスを得ていないと難しいと思う。逆に、矢幅駅前地区を一丁目とするのであれば、明確な理由付けが別途必要であると思う。

○ 宇佐美会長

当初は駅東全体で住居表示を実施するのは、予算の関係、矢幅駅前地区の区画整理の換地処分に合わせようすると事業期間が足りないということだったが、そのあたりは大丈夫か。

○ 藤原

通常住居表示整備事業は、1つの名称単位で行うものであるが、会長がおっしゃるとおりの理由により、当初は後年に実施しようと考えた。しかし、矢幅駅前地区の規模であれば予算及び事業期間どちらの観点からも可能であると考え、先行して実施することとした。

○ 戸津委員

無難であるのは、当初の構想のとおり区画整理の換地処分の数年後にまとめて駅東側全体で住居表示を実施することだった。それを先行してやる部分が二丁目からやるというのであれば、他の部分についてコンセンサスを得るといのは至極当然のことと思う。当初は、駅東側は概ね何年後にやるつもりで考えていたのか。

○ 藤原

駅東の住居表示は、当初は換地処分後10年程度経過してからと考えた。

○ 高橋委員

駅東側を1度に住居表示を実施することはできないのか。

○ 藤原課長

予算上難しいと考えている。

○ 高橋委員

矢幅駅前地区を先行して行ったとして、その他は10年後になるのか。

○ 藤原課長

10年後というのは、駅東全体を1度にやる場合に考えていたものである。矢幅駅前地区を先行してやるのであれば、話は変わってくる。すぐ駅東の他の部分にも着手するべきという声が挙がると予想している。

○ 須田委員

丁目の付番が時計回りというのも説明が必要になると思う。一丁目と構想されている部分が、付番の開始位置の変更によって四丁目になるのはいかがなものかと思うので、選択肢としては原案しかないと思っている。いずれ先行して住居表示を実施する場所があるのであれば、同時並行的にその他の部分も合意形成が必要になると思う。

○ 高橋委員

住民に相談して、住民で決められなければこの審議会で丁目の付番を決めるというのはどうか。

○ 宇佐美会長

最終的に決定するのは町長である。

○ 戸津委員

名称に駅という言葉が入っているので、駅を中心に付番し始められれば自然なものを感じる。

○ 宇佐美会長

必要であれば実施基準を変えて再考する必要がある。

○ 高橋委員

柔軟性のある実施基準すべきである。

○ 宇佐美会長

まず今日決めなければいけないのは実施区域か。

○ 藤原課長

名称は12月議会の予定だが、9月の実施区域及び方法の議決の際には説明しなければならない。勿論、8月下旬から始まる住民説明会の際には、丁目まで案を決めて説明することになる。

○ 宇佐美会長

ではそれまでに審議会を再度開催することとする。答申については、次回としてよろしいか。

○ 委員

よろしい。

○ 藤原課長

では、次回に実施基準の改正案、それを踏まえた町名（丁目）をお示しする。

○ 宇佐美会長

では、再度審議会を開催するが、いつ頃がよいか。

○ 藤原課長

9月議会で住居表示の実施区域及び方法を議決する必要があるなので、その前に答申をいただきたい。

○ 宇佐美会長

では、8月の第4週に開催できるよう日程調整を行ってもらうがよろしいか。

○ 委員

よろしい。

5 答申 延期

6 その他 特になし

7 閉会